（生活保護法の一部改正）

第三十二条　生活保護法の一部を次のように改正する。

第五十三条第三項中「社会保険診療報酬支払基金法」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法」に改め、同条第四項中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

第五十四条の二第五項及び第六項中「社会保険診療報酬支払基金法」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法」に、「社会保険診療報酬支払基金又は」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構又は」に改める。

第八十条の四の見出し中「社会保険診療報酬支払基金等」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構等」に改め、同条第一項中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改め、同条第二項中「社会保険診療報酬支払基金法」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法」に、「その他の」を「に係る」に、「と共同して」を「その他厚生労働省令で定める者と共同して」に改める。

（防衛省の職員の給与等に関する法律の一部改正）

第三十三条　防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二十二条第三項中「社会保険診療報酬支払基金法」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法」に、「社会保険診療報酬支払基金又は」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構又は」に改め、同条第四項中「社会保険診療報酬支払基金法」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法」に、「その他の」を「に係る」に、「と共同して」を「その他防衛省令で定める者と共同して」に改める。

（離島振興法等の一部改正）

第三十四条　次に掲げる法律の規定中「（昭和二十三年法律第二百五号）」の下に「第三十条の三の三第一項に規定する地域医療構想及び同法」を加える。

一　離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第十条第八項

二　奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第二十一条第八項

三　小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第三十一条第三項

四　過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第二十条第七項

（私立学校教職員共済法の一部改正）

第三十五条　私立学校教職員共済法の一部を次のように改正する。

第二十二条第二項中「介護保険法」を「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）の規定による医師手当拠出金等、介護保険法」に改める。

第二十五条の表第百二十六条の五第二項の項及び附則第十二条第六項の項中「規定する」の下に「医師手当拠出金等及び」を加える。

第三十四条の二第一項中「社会保険診療報酬支払基金法」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法」に、「社会保険診療報酬支払基金が」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構が」に改める。

第四十七条の三の見出し中「社会保険診療報酬支払基金等」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構等」に改め、同条第一項中「社会保険診療報酬支払基金法による社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法による医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改め、同条第二項中「社会保険診療報酬支払基金法」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法」に、「その他の」を「に係る」に、「と共同して」を「その他文部科学省令で定める者と共同して」に改める。

（自衛隊法の一部改正）

第三十六条　自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第百十五条の五に次の一項を加える。

３　第一項に規定する医療を行うための施設が医療法第二条の二第二項に規定するオンライン診療受診施設に該当する場合については、前項の規定は適用しない。

（租税特別措置法の一部改正）

第三十七条　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第八十一条第一項中「第十二条の二の二第一項」を「第十三条第一項」に、「第十二条の六第一項」を「第十三条の五第一項」に改める。

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第三十八条　国家公務員共済組合法の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「介護保険法」を「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第十条の五第三項に規定する医師手当拠出金等（第九十九条第一項において「医師手当拠出金等」という。）、介護保険法」に改める。

第九十九条第一項中「後期高齢者支援金等」の下に「、医師手当拠出金等」を加える。

第九十九条の二第一項中「社会保険診療報酬支払基金法」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法」に、「社会保険診療報酬支払基金が」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構が」に改める。

第百十四条の二の見出し中「社会保険診療報酬支払基金等」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構等」に改め、同条第一項中「社会保険診療報酬支払基金法による社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法による医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改め、同条第二項中「社会保険診療報酬支払基金法」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法」に、「その他の」を「に係る」に、「と共同して」を「その他財務省令で定める者と共同して」に改める。

（地方公務員等共済組合法の一部改正）

第三十九条　地方公務員等共済組合法の一部を次のように改正する。

第百十三条第一項中「）、介護納付金」を「）、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第十条の五第三項に規定する医師手当拠出金等（以下「医師手当拠出金等」という。）、介護納付金」に改め、「及び後期高齢者支援金等」の下に「、医師手当拠出金等」を加える。

第百十三条の二第一項中「社会保険診療報酬支払基金法」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法」に、「社会保険診療報酬支払基金が」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構が」に改める。

第百十四条の二第二項中「後期高齢者支援金等」の下に「、医師手当拠出金等」を加える。

第百四十四条の三十三の見出し中「社会保険診療報酬支払基金等」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構等」に改め、同条第一項中「社会保険診療報酬支払基金法による社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法による医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改め、同条第二項中「社会保険診療報酬支払基金法」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法」に、「その他の」を「に係る」に、「と共同して」を「その他主務省令で定める者と共同して」に改める。

附則第十四条の三第一項第一号及び第十八条第五項中「後期高齢者支援金等」の下に「、医師手当拠出金等」を加える。

附則第四十条の三の二中「）、介護納付金」を「後期高齢者支援金等という。）」に、「）並びに同法附則第七条第一項に規定する病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等という。）、介護納付金」を「後期高齢者支援金等という。）並びに同法附則第七条第一項に規定する病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等という。）」に、「、介護納付金」とあるのは「、」を「」とあるのは「、」に、「病床転換支援金等、介護納付金」を「病床転換支援金等」に、「附則第十四条の三第一項及び附則第十八条第五項中」を「附則第十四条の三第一項第一号及び附則第十八条第五項中」に改める。